

議第1号議案

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書を、ふじみ野市議会
会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月19日

提出者 ふじみ野市議会議員

金 濱 高 顕

賛成者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

川 畑 京 子

民 部 佳 代

坪 田 敏 孝

近 藤 善 則

鈴 木 啓 太 郎

ふじみ野市議会

議長 島 田 和 泉 様

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることになっています。一方、アジアの諸外国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にあります。

近年、我が国においても外国資本による宿泊施設や温泉施設、河川の上流域などの水源地域や山林・森林などの資源地域への土地取得が問題となっています。また、長崎県対馬市で自衛隊施設に隣接するホテルを韓国資本が購入したことや、沖縄県の屋那覇島の土地所有権が外国資本に取得された事などを受け安全保障上の大きな懸念が生じています。特に屋那覇島については、細分化された土地のうち島の約半数に相当する部分が虫食い状に取得された事から、隣接する土地の所有者へ多大な不安を与えています。

外国人の土地取得の制限については、大正14年に制定された外国人土地法において、国防上重要な地区などにおいて土地取得を制限できるとしていますが、具体的な地区を指定した政令は終戦直後に廃止され、同法は実効性を失っている状況にあります。その後、令和4年9月20日に重要土地等調査規制法が施行され、特定重要施設の周りがある特別注視区域の指定を初めとして、運用にあたり経済的、社会的配慮が必要とされるものの、国土保全や安全保障への懸念に一定の措置が講じられました。しかしながら、今後も外国資本等による土地取得及び利用が無制限に拡大するようになれば、水や森林や離島などの適切な管理が一層困難となり、我が国の貴重な資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことで国益を損なうことが懸念され、さらには我が国の国土保全や安全保障など、国家基盤を揺るがす問題に発展すると危惧されています。

よって、国におかれては、国土保全及び安全保障上の観点から、外国資本等による土地の売買や開発行為を規制し、管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官